

新ヘルスケア産業フォーラム 研究会設置・運営規則

研究会は、新ヘルスケア産業分野における新たなビジネス展開を目的に新ヘルスケア産業フォーラムの会員（以下、「会員」という。）等により組成された連携体とする。

1. 研究会の設置基準

研究会の設置基準は、次のとおりとする。

- ① 研究会のテーマ及び活動内容が、新ヘルスケア産業分野における新たな事業創出に資するものであること
- ② 研究会の最終目標が、参画者によるビジネス展開であること
- ③ 特定の者の利益を阻害する内容ではないこと

2. 研究会の設置条件

研究会は、活動ステップにより研究会「立上げ期」（以下、「研究会（甲）」という。）と研究会「展開期」（以下、「研究会（乙）」という。）に区分し、設置条件を表 1 のとおりとする。

なお、研究会（甲）の活動は、プロジェクト組成や新事業創出に向けた具体的な内容の検討とし、研究会（乙）の活動は、具体的なプロジェクトや新ビジネスの推進とする。

表 1) 研究会の設置条件

	研究会	
	甲	乙
設置条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 社以上の企業・団体で構成 ・ 構成メンバーに会員が 1 社以上含まれていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 社以上の企業・団体で構成 ・ 構成メンバーはすべて会員であること（会員の申込みは、研究会（乙）申請との同時申込み可）
（参考） フォーラム支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト組成、運営等の相談 ・ 国、自治体等の支援策の紹介・協力 企業、自治体等の募集に協力等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ HP、メルマガによるプロジェクト紹介、PR 等 ・ フォーラム認定マークの付与、使用 ※甲と同様の支援

3. 研究会の設置・運営の手順

会員の提案による研究会（甲）又は研究会（乙）（以下、「研究会」という。）の設置・運営の手順は、次のとおりとする。

- (1) 研究会（甲）の設置を希望する会員は、提案する研究会の名称、想定される活動内容等をもとに、参画を予定している会員及び非会員の意見を整理・集約したうえで、以下の内容を盛り込んだ研究会計画書（案）を作成し、事務局へ提出する。
- ・ 研究会（甲）の名称
 - ・ 達成目標
 - ・ リーダー及び参画者の情報
 - ・ スケジュールおよび活動内容 等
- (2) 事務局は、上記計画書（案）の受理後、事務局会議で研究会（甲）として登録するかどうかを研究会の登録基準（表 2）により判断する。また、必要に応じてヒアリングを実施することがある。
- (3) 研究会（甲）から研究会（乙）への移行を希望する場合は、事務局に対し、以下の内容を盛り込んだプロジェクト計画書（案）を作成し、事務局へ提出する。
- ・ 研究会（乙）の名称
 - ・ 達成目標
 - ・ リーダー及び参画者の情報
 - ・ スケジュールおよび活動内容 等
- (4) 事務局は、上記計画書（案）の受理後、研究会の登録基準（表 2）に照らし、登録するに相応しい案件について理事会に諮ることとする。また、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

表 2) 研究会の登録基準

	研究会	
	甲	乙
登録基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動内容が、新ヘルスケア産業分野におけるプロジェクト組成や新事業創出に向けた具体的な内容の検討であること ・ フォーラム事務局に研究会計画書を提出し承認を得ること ・ 表 1 の設置条件を満たすこと ・ リーダーは、会員であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究会（甲）での実績が 3 か月以上あること ・ 活動内容が、新ヘルスケア産業分野の具体的なプロジェクトや新ビジネスの推進であること ・ プロジェクト計画書を提出しフォーラム理事会の承認を得ること ・ 表 1 の設置条件を満たすこと

- (5) 研究会は、構成メンバーにより自主的に活動を展開することができる。但し、研究会

は、4 半期ごとに活動内容を報告しなければならない（表 3）。

- (6) 研究会は、研究会設置・運営規則 3. (1) 及び(3)に関する計画書を随時更新し、事務局に変更後の計画書を提出しなければならない。また、研究会は、事務局からのフォーラムイベント等での発表への協力要請に積極的に応じることとする。

表 3) 研究会の活動報告

	研究会	
	甲	乙
活動報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 半期ごとの事務局への進捗報告 ・ フォーラムイベント等での報告や発表 	

- (7) 研究会の参画者に変更があった場合は、速やかに事務局へ報告しなければならない。

- (8) 研究会の期間は、甲、乙それぞれ登録日から 1 年間とするが、3 年間（2 回の更新可）まで延長できるものとする。期間の延長をするには、更新の 1 ヶ月前までに事務局に計画書（案）を提出し、事務局の承認を得なければならない。

- (9) 事務局は、研究会の活動が、表 4 に該当すると判断した場合は登録の取り消し（更新の見送り）をすることができる。

表 4) 研究会の登録取り消し基準

	研究会	
	甲	乙
取り消し基準	<ul style="list-style-type: none"> ①活動の定期報告を行わない ②活動内容が大幅に変更され、変更後の内容が設置条件、登録基準を満たさないと認められる ③活動の成果が見込まれない ④その他事務局が登録の取り消しが必要と認めた場合 	

以上